

(別紙様式2)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：愛知県
農業委員会名：大府市

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農業の概要

	田	畑	単位:ha			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	224	489				713
経営耕地面積	161	266	190	76	—	427
遊休農地面積	12	7.6				19.6
農地台帳面積	319	519	—	—	—	838

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	748	農業就業者数	659	認定農業者	65
自給的農家数	376	女性	309	基本構想水準到達者	9
販売農家数	372	40代以下		認定新規就農者	11
主業農家数	115	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	10
準主業農家数	60			集落営農経営	
副業的農家数	197			特定農業団体	
※ 農林業センサスに基づいて記入。				集落営農組織	

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	13	12	6	6	6
認定農業者	—	3			
認定農業者に準ずる者	—	2			
女性	—	2			
40代以下	—				
中立委員	—	1			

* 現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	716ha	166. 6ha	23. 27%
課 題	都市化による営農環境の悪化、農業従事者の高齢化、担い手不足などにより利用集積が進まない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
200ha	207. 7ha	6. 5ha	103. 9%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体との連携による担い手農業者への農地の利用集積や農地銀行の情報提供による認定新規就農者及び農業参入法人への利用権設定を図ります。
活動実績	農地中間管理機構には、1月15日付けで農地法第32条に基づく利用意向調査に係る情報提供及び利用意向調査結果による農地法第35条第1項に基づく通知を1月9日付けで実施しました。農地台帳補足調査等による所有者が耕作できない農地情報を随時、提供しました。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手への新規利用権設定の増加等により目標面積を上回ることができました。継続して集積を行っていくためには目標は妥当であります。
活動に対する評価	利用できなくなった農地が円滑に有効利用できるよう農地中間管理機構との連携を深め、担い手への農地の利用集積・集約化を更に進める必要があります。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	9経営体	9経営体	9経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	1. 9ha	1. 4ha	2. 4ha
課 題	農地銀行への預託農地は、利用しやすい農地が少ない状況にある。新規参入者の営農計画が持続可能な計画であるかの判断が難しい。		

※新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
10経営体	5経営体	50%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
2. 0ha	1. 0ha	50%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	営農計画の作成が不十分な新規参入者については、県農起業支援センターを紹介し、JAへの共同出荷を希望する新規参入者については、随時、JAへの情報提供をします。
活動実績	新規就農者からの農地相談時には、営農の継続見込みを確認し、農地銀行預託農地の情報を随時提供しました。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地銀行預託情報の提供やJA並びに県農起業支援センターとの連携により、新規就農者の育成が図ることができました。継続して就農者を育成するためには目標は妥当であります。
活動に対する評価	遊休農地の解消発生防止のため、新規就農者等を継続的に育成する必要があります。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	738. 1ha	22. 1ha	2. 99%
課 題	担当地区農業委員及び事務局職員による荒廃農地調査と併せ、利用状況調査を実施します。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5. 8ha	2. 2ha	37. 9%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	20人	8月～9月	10月～11月	
		調査方法	担当地区農業委員及び事務局職員による荒廃農地調査と併せ、利用状況調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月			
	その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		20人	8月～9月	10月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月	調査結果取りまとめ時期 1月～3月		
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 11筆	調査数: 一筆	調査数: 一筆	
		調査面積: 0.7ha	調査面積: 一ha	調査面積: 一ha	
	その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	着実な遊休農地解消を行っていく上で目標として妥当であります。
活動に対する評価	遊休農地の発生防止のためには、利用状況調査等を通じて把握できた未利用農地を円滑に利用できるよう農地中間管理機構等と連携し、有効活用する必要があります。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	716ha	2. 6 ha
課 題	違反転用は早期発見が重要であり、農地パトロールや委員による日常的な監視活動が必要。	

- ※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度実績

実 績①	増減(B-①)
3. 0ha	0. 4ha

- ※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地パトロール及び荒廃農地調査等により、新たな違反転用の早期発見を行います。
活動実績	8月～9月の荒廃農地調査時に調査を実施
活動に対する評価	違反転用は早期発見が重要であり、農地パトロールや委員による日常的な監視活動の継続が必要であります。

- ※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 18件、うち許可 18件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時での記載内容等の確認。 また、総会前の地区協議会において、農業委員及び事務局職員による現地調査等を実施し、所有農地の耕作状況等を確認。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を農業委員会事務局窓口で公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	23日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 50件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時での記載内容等の確認。また、総会前の地区協議会において、農業委員及び事務局職員による現地調査等を実施し、周辺農地への影響等を確認。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	許可基準を踏まえ、事業内容、立地状況等を総合的に議案ごとに審議			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を農業委員会事務局窓口で公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	23日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		3 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		3 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目		具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 313件	公表時期 令和2年 1月
		情報の提供方法:市ホームページ	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1, 560件	取りまとめ時期 令和2年3月
		情報の提供方法: 農業委員会事務局窓口で提供	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	838ha
		データ更新: 固定資産税台帳及び住民基本台帳との照合(年1回)、法令事務に係るデータ入力(随時)	
		公表:農業委員会事務局窓口で公表	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

農業委員会事務局窓口での公表

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している